

佐賀県告示第 482 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 27 年 12 月 5 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 27 年 12 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (2 , 3 - ジヒドロベンゾフラン - 5 - イル) - N - メチルプロパン - 2 - アミン (通称名 : 5-MAPDB) 及びその塩類
- (2) 化学名 [1 - (4 - フルオロベンジル) - 1 H - インドール - 3 - イル] (ナフタレン - 1 - イル) メタノン (通称名 : FUB-JWH-018) 及びその塩類
- (3) 化学名 N - (4 - フルオロフェニル) - N - [1 - (2 - フェネチル) ピペリジン - 4 - イル] ブタナミド (通称名 : p-fluorobutyrylfentanyl) 及びその塩類
- (4) 化学名 N - (1 - アミノ - 3 - メチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル) - 1 - (2 - フルオロベンジル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド (通称名 : AB-FUBINACA 2-fluorobenzyl isomer) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。